

令和5年度 年次報告書

令和7（2025）年3月
姫路獨協大学 薬学部

各基準における判定

基準1～基準6に含まれる各自己判定の項目に対する判定は、以下とする。

- 4：基準項目を満たしている
- 3：基準項目を満たしているが、一部改善すべき点がある。
- 2：基準項目について多くの改善すべき点がある。
- 1：基準項目を満たしていない。

基準1. 使命・目的等

基準項目1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
自己判定	「基準項目 1-1 を満たしている」	
自己判定の項目		判定
① 理念及び教育研究上の目的の策定と公表	(1) 大学全体の理念・目的を踏まえ、教育研究上の目的を学則等で規定している。	4
	(2) 教育研究上の目的達成のための目標を策定している。	4
	(3) 教育研究上の目的が、社会のニーズを反映したものになっている。	4
	(4) 教育研究上の目的が、教職員及び学生に周知されている。	4
	(5) 教育研究上の目的が、ホームページ等で公表されている。	4
	(6) 社会情勢などに対応し、教育研究上の目的の定期的な検証を行っている。	4
基準1 現状の説明、自己点検・評価		
<u>基準項目1-1</u> 薬学部の理念と教育研究上の目的は、(1)「大学は学問を通じての人間形成の場である」という獨協学園の建学の理念、さらに、(2)「広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の担い手となる人間性豊かな人材の育成を目指す」という姫路獨協大学の目的、ならびに、一般社団法人 薬学教育協議会が策定した薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)において示された、(3)「薬剤師として求められている基本的な10の資質」(薬剤師としての心構え、患者・生活者本位の視点、コミュニケーション能力、チーム医療への参画、基礎的な科学力、薬物療法における実践的能力、地域の保健・医療における実践的能力、研究能力、自己研鑽、教育能力)を踏まえ、薬学部教育改善実施(FD)委員会、薬学部教授会の場で適切に議論され設定している。とりわけ、安全管理能力や先端医療科学への対応力、問題解決の能力など、激しく変化する医療をとりまく環境の中で役割の高まりつつある薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっている。 薬学部の教育研究上の目的は学則で規定し、「履修の手引」やイントラネットを通して、教職員および学生に周知されているだけでなく、ホームページ上にも掲載して広く社会に公表している。 令和3年度、令和5年度は薬学部における2年に1度の検証の年度にあたり、教育の内容及び方法について検証と改善作業を行った。前項に記した通り、薬学部教授会により承認された三つのポリシーの改訂が令和6年度に公表される。なお、教育研究上の目的の検証は令和6年度に行った。		
基準1 改善・向上方策（将来計画）		
<u>基準項目1-1</u> 教職員に対して、新任として赴任の際にも、薬学部の教育研究上の目的及び三つの方針を説明する機会を設けて、薬学部における教育や運営に関わるすべての構成員が速やかにそれらを共有できるシステムを構築し、教職員全体で意識・情報の共有化に努める。 薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命は、社会や医療環境の変化に伴い大きく変わっていくことが想定される。学生の能力も多様化しており、それに見合った教育目的が必要とされる。今後も、定期的(2年ごと)に点検・検証を行う体制を有効に活用して、教育研究上の目的についても継続的に検証を行う。		
総合判定	「基準 1 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準1 大学からの改善の提言・要望		
<u>概評</u>：建学の精神に基づき、学部の使命・目的および三つのポリシー（DP、CP、AP）が定められている。また、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていることについて、薬学部FD委員会および教授会において定期的に検討されている。 <u>大学からの改善の提言・要望</u>：特になし		
基準1 エビデンス資料		
基準1-1 エビデンス資料		
(1)-1 姫路獨協大学学則		
(1)-2 姫路獨協大学薬学部規程		
(2)-1 平成29年度第 5 回薬学部FD委員会議事要録		
(2)-2 平成29年度_第224回薬学部教授会(教員会議)議事要録		
(2)-3 姫路獨協大学学則		
(2)-4 姫路獨協大学_教育研究上の目的（学部）		
(2)-5 姫路獨協大学_薬学部(理念・目的)		
(3) 2022年度_履修の手引		
(4) 2022年度_履修の手引		
(5) 姫路獨協大学_教育研究上の目的（学部）		
(6)-1 令和6年度第2回FD委員会議事要録		
(6)-2 第404回薬学部教授会（教員会議）議事要録		

基準2. 学生

基準項目2-1. 学生の受入れ		
自己判定	「基準項目 2-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー（AP）の策定と周知	(1) 教育研究上の目的に基づき、APを策定している。	4
	(2) APが、教職員及び学生に周知されている。	4
	(3) APが、ホームページ等で公表されている。	4
	(4) 社会情勢などに対応し、APの定期的な検証を行っている。	4
② アドミッション・ポリシー（AP）に沿った入学者受入れの実施（公正かつ妥当な方法、適切な体制）とその検証	(5) APに基づき、責任ある体制下で合格候補者を決定している。	4
	(6) APに基づき、入学試験実施科目及び実施方法の原案を作成している	4
	(7) 公平な入学者選抜の機会を提供している。	4
	(8) 入学後の成績を検証し、入学者受入れの改善策を図っている。	4
	(9) 入学者数の適切性について検証し、改善策が図られている。	4
	(10) 入試問題の作成は、大学が自ら行っている。	4
基準項目2-2. 学修支援		
自己判定	「基準項目 2-2 を満たしている」	
③ 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	(1) オフィスアワー制度を全学的に実施している。	4
	(2) 障がいのある学生への配慮を行っている。	4
	(3) 中途退学、休学及び留年への対応策を行っている。	4
	(4) 教員の教育活動を支援するために、SAなどを適切に活用している。	4
基準項目2-3. キャリア支援		
自己判定	「基準項目 2-3 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
④ 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	(1) キャリア教育のための支援体制を整備している。	4
	(2) 学生の就職・進学等の相談に対応している。	4
基準項目2-4. 学生サービス		
自己判定	「基準項目 2-4 を満たしている」	
⑤ 学生生活の安定のための支援	(1) 教員が学生と面談し、生活指導を行っている	
	(2) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。	4
	(3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。	4
	(4) 学生の課外活動への支援を適切に行っている。	4
	(5) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。	4
基準項目2-5. 学修環境の整備		
自己判定	「基準項目 2-5 を満たしている」	
⑥ 教育目的の達成のための、快適な学修環境を整備かつ有効な活用。	(1) 図書館では学術情報資料を確保し、十分に利用できる環境を整備している。	4
	(2) 実習施設を適切に整備している。	4
	(3) 体育施設を適切に整備している。	4
	(4) コンピュータなどのIT施設を適切に整備している。	4
	(5) 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮している。	4
	(6) クラスサイズなどは教育効果を十分上げられるような人数となっている。	4
	(7) 施設・設備の安全性(耐震など)を確保している。	4
基準項目2-6. 学生の意見・要望への対応		
自己判定	「基準項目 2-6 を満たしている」	
⑦ 学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用（経済支援・健康相談・施設及び設備）	(1) 学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備している。	4
	(2) 様々な学生からの意見を踏まえ、学生生活の改善に反映している。	4

基準2 現状の説明、自己点検・評価	
基準項目2-1 薬学部におけるアドミッション・ポリシーは、姫路獨協大学ホームページを通じて公表されているとともに、入学試験の各種募集要項にも記載され、入学志願者に対して事前に明確に周知されている。また、オープンキャンパスにおける入試説明会ではそれら資料を用いた説明がなされている。 薬学部では入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力を適確に評価するため、多様な選抜方式ごとに最も適切と考えられる評価法を採用している。とりわけ、受験者数が多い一般入試、及び公募推薦入試では、入学後の教育を配慮して化学を重視した配点により学力を評価している。 令和5年5月1日の時点において、薬学部の収容定員数560名に対して総在籍者数は213名（充足率38.0%）であるため、教育を行う環境の確保に関する状況は満たされている。 基準項目2-2～2-4、2-6 薬学部学生の履修指導等、学習に関する情報については、新入学時のガイダンスや各学年の前・後期授業開始前のガイダンスなどで、適宜学生への周知がなされている。また、各学生の個別の学習相談や生活相談、進路相談などは、各学生に割り当てられた薬学部の担任教員や学年担任の教員などが主となり、面談などで対応がなされている他、学生委員や教務委員、就職委員など関連する担当者・担当部署が関わる仕組みが整備されている。これらを通じて、学生の意見や要望が速やかに集められ、それらを迅速に反映する機会や、適切な対応を可能にしている。 学生への経済的支援については、学生課が担当窓口となり、それら制度の情報提供ならびに学生からの相談に対応し、経済的支援体制は十分に整備されている。また、本学部には大学独自以外の奨学制度として、地域に特化した独自の奨学金などもあり、各学生の経済的状況に応じた適切な奨学金制度の選択を可能としている。学生の健康管理は健康管理室を担当部署とし、学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談などに対応し、十分な支援体制を整備している。 基準項目2-5 薬学部に設置している講義室や実習室、研究室等の施設・設備は、学生が効果的な教育活動を行ったり、様々な研究活動を行ったりする上で必要なものが十分な数で適切に揃えられている。また、学生のグループ学習や自習において利用できるスペースとしては、図書館の他、薬学部棟の各階エレベーターホールに複数台配置したテーブルや、自習室として開放している講義室があり、実際に多くの学生が様々な学習上の目的で活用している。4年次生の実務実習事前学習を実施するための施設としては、模擬薬局を設置し、必要に応じて、学生実習室なども併用することにより、スペース的にも余裕を持った効率的な実習環境を提供している。また、様々な分野の研究に対応できるような教育研究用機器が薬学部棟内に集約され、共通機器として整備できている。各研究室にも、教育・研究を遂行するために必要な機器、備品が整備され、学生の利便性も高く、卒業研究に活用されている。さらに、図書館は最新の図書・学習資料を継続的に購入して拡充している他、教員が厳選した推薦専門書の追加収蔵にも努めている。	
基準2 改善・向上方策（将来計画）	
基準項目2-1 最近の過去6年間の入学者は平均して入学定員の26.38%となっている。近年、薬学部における入学者が入学定員に満たない状態が継続しているが、その理由としては、全国的に薬学部・薬科大学の新設により薬学部を志望する受験者が分散したことなどが考えられる。結果として学生数は少人数できめの細かな指導が可能となつてはいる反面、定員の大幅な割り込みは教学上健全な状態とはいえない。これまで既に行われている取組み（薬学部広報委員会・全学教務部などと連携してのオープンキャンパス・オープンレクチャーでの広報活動、教員自身による高校訪問活動など）に加え、新たな入試広報活動を展開し、根本的な改善を行う。 基準項目2-2～2-4、2-6 経済的支援について、拡充を望む学生の声が少ないと予想されている。現行の支援体制を継続するとともに、民間の奨学金制度を継続できるよう、大学として努力を重ねているが、多くの経済的支援制度を整備しているため、学生が十分に把握し、活用できているか不明な部分もあることから、まずはその実態を調査することが求められる。経済的支援に関して、現状を上回る積極的な周知方法を整備して支援を充実させるとともに、学生の経済的負担をさらに緩和すべく、大学独自の奨学金などについて更に検討を行うことで改善を図る。 基準項目2-5 教育・研究に必要な施設、設備は整備されているが、薬学部棟内にセミナー室に類する施設が少なく、やや利便性を欠いている。また、学生の自習スペースも十分確保出来ているが、学生の各種ニーズや利便性にそれぞれ対応出来ているかについての調査は行われていない。セミナー室や自習スペース等の一層の拡充を念頭に、これらについて学生の要望を的確に把握するための調査を検討し、まずは実態把握に努める。	
総合判定	「基準2を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」
基準2 大学からの改善の提言・要望	
概評：薬学部で策定されたAPIに従い各種入試を実施しているが、収容定員充足率向上のため一層の努力が望まれる。 全学における学修支援体制に加え、留学生、障がいのある学生への対応を含め、学生の個別のニーズに対応したきめ細かい指導が行われている。キャリア支援、学生サービス、生活支援についても積極的に取組んでいる。 学修支援、学修環境に対する学生の意見・要望を把握するため、薬学部生にアンケート調査および意見箱を設置し、FD委員会及び教授会において授業改善の方策について定期的に協議している。 大学からの改善の提言・要望：特に無し	
基準2 エビデンス資料	
基準2-1 エビデンス資料	
(1) 第381回薬学部教授会（教員会議）議事要録	
(2) (3) アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/admission-policy/ ）	
(4)-1 令和5年度第6～8回FD委員会議事要録	
(4)-2 【2024】入試ガイド、【2025】入試ガイド	
(4)-3 収容定員（令和5年5月1日現在 総務部）	
(4)-4 入学者数 在籍者数（令和5年5月1日現在 総務部）	
(5)～(9) 令和4、5年度 薬学部教授会議事要録	
(10) 資料無し	
基準2-2 エビデンス資料	
(1) 薬学教育支援室規定	
(2) 授業配慮申請書(用紙のみ)	
(3) 薬学部6年制学科における修学状況（令和5年5月1日現在 教務部）	
(4) 薬学部SAのまとめ（令和5年5月1日現在 教務部）	

基準2-3 エビデンス資料
(1)-1 就活講座まとめ（令和3～5年度）
(1)-2 最新の採用動向_インターンシップ対策講座（令和3～5年度）
(1)-3 業界研究講座_業務連携セミナー
(1)-4 就活スタートアップ講座
(2) 姫路獨協大学_薬学部をめざす皆さんへ（ https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/about/ ）
基準2-4 エビデンス資料
(1) 薬学部面談記録（記録用紙のみ）
(2) 学生サービス、厚生補導のための組織を示す資料（学生部）
(3) 奨学金給付・貸与状況を示す資料（学生部）
(4) 学生の課外活動などへの支援状況を示す資料（学生部）
(5) 令和4、5年度 健康管理室年報（第36号、第37号）
基準2-5 エビデンス資料
(1)-1 薬学教育評価基礎資料13_図書、資料の所蔵数および受け入れ状況（附属図書館）
(1)-2 令和4、5年度_薬学部 外国雑誌および和雑誌一覧（附属図書館）
(2)-1 薬学教育評価基礎資料11-1_薬学科の教育に使用する施設の状況（総務部）
(2)-2 薬学教育評価基礎資料11-2_卒業研究などに使用する施設（総務部）
(3) 体育施設（総務部）
(4) コンピュータなどのIT施設（総務部）
(5) 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）（総務部）
(6) クラスサイズ（総務部）
(7) 施設・設備の安全性（耐震など）（総務部）
基準2-6 エビデンス資料
(1)(2) 姫路獨協大学_学修成果・学生生活アンケート（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ ）

基準3. 教育課程

基準項目3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
自己判定	「基準項目 3-1 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
① ディプロマ・ポリシー（DP）の策定と周知	(1) 教育目的を踏まえたDPを定め、周知している。	4
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	(2) DPを踏まえた単位認定基準を適切に定め、周知している。	4
	(3) DPを踏まえた進級基準を適切に定め、周知している。	4
	(4) DPを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知している。	4
③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	(5) DPを踏まえた単位認定基準を厳正に適用している。	4
	(6) DPを踏まえた進級基準を厳正に適用している。	4
	(7) DPを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。	4
	(8) GPAを有効に活用している。	4
	(9) 成績評価に対し、学生からの異議申立の仕組みを整備し学生へ周知している。	4
基準項目3-2. 教育課程及び教授方法（1）		
自己判定	「基準項目 3-2 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
④ カリキュラム・ポリシー（CP）の策定と周知	(1) 教育目的を踏まえ、CPを定め周知している。	4
⑤ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成・ディプロマ・ポリシー（DP）との一貫性	(2) 教養教育及び専門教育の目標を設定している。	4
	(3) 科目ナンバリングを行なっている。	4
	(4) カリキュラムマップ等により、CPとDPとの一貫性を確保している。	4
	(5) カリキュラムの体系性及び科目の順次性をカリキュラム・ツリーで明示している。	4
	(6) シラバスを適切に整備している。	4
	(7) 履修登録単位数の上限を適切に設定している。	4
	(8) 履修年次に応じた履修モデルを作成している。	4
	(9) 教養教育を適切に実施している。	4
基準項目3-3. 教育課程及び教授方法（2）		
自己判定	「基準項目 3-3 を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑥ 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に実施されている。	(1) 学修目標の達成に適した学修方略が用いられている。	4
	(2) 教務委員会及び協議会等を設置し、適切に機能させている。	4
	(3) FD委員会等の教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。	4
⑦ 教育課程を活性化し効果的に行うための、教授方法の工夫・開発と効果的な実施（教育課程及びその内容、方法の適切性について検証し、改善・向上が図られている。）	(4) シラバス項目及び記載内容の検証・改善を行なっている。	4
	(5) 学生の資質・能力の向上に資する学修・教授・評価方法を開発している。	4
	(6) 「授業評価アンケート」の結果をもとに教育改善活動を行なっている。	4
	(7) アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。	4
	(8) 学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。	4
基準項目3-4. 履修指導		
自己判定	「基準項目 3-4 について多くの改善すべき点がある」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑧ 履修指導が適切に行われていること。	(1) 新入生に対し教育課程の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスを行っている。	4
	(2) 教員が学生と面談し、履修指導・学修相談を行っている。	4
	(3) 在学生に対し、各学期で履修ガイダンスを行なっている。	4
	(4) 入学までの学修歴等に応じた履修指導を行なっている。	4
	(5) 学修ポートフォリオを導入し、履修指導に活用している。	1
	(6) 学修ポートフォリオを活用し学修達成度の自己点検・評価を行っている。	1
	(7) 留年生・卒業延期者に対して適切に履修指導をおこなっている。	4

基準項目3-5. 学修成果の点検・評価		
自己判定	「基準項目 3-5 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑨ 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用（ディプロマ・ポリシーに含まれている学修・教育目標の達成度の評価）	(1) 大学が定めたアセスメント・プランに基づいて学修成果を点検・評価している。	4
	(2) 学修成果を測定するため、学修ポートフォリオシステムを構築している。	1
	(3) 学修成果を測定するための指標（ルーブリック等）を設定している。	4
	(4) 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況の入学年次別分析等を行っている。	4
	(5) 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されている	4
⑩ 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	(6) 卒業生及び進路先企業等へのアンケートを実施している。	4
	(7) 学修成果の点検・評価結果を学生への学修指導の改善にフィードバックしている。	4
基準3 現状の説明、自己点検・評価		
<u>基準項目3-1</u> 基準1参照		
<u>基準項目3-2～3-5</u> 薬学部のカリキュラムは、基礎から臨床までを学年進行に沿って系統的に学べるように科目がバランスよく配置されており、問題解決能力やプレゼンテーション能力を高めるアクティブ・ラーニングを導入した演習科目なども整備されている。それらについては、広く教員、学生に対しての周知が十分行われている。実務実習においてはそのガイドラインに従って適切に実施されている。また、卒業研究では、十分な期間が割り当てられており、その成果の発表方式や卒業研究論文の作成のプロセスも適切に設定されており、学生の評価も客観的・多角的手法を採り入れ、適切に行われている。 単位認定については、薬学部の教育課程における全ての科目について成績評価の基準が設定され、「履修の手引」「シラバス」などに明記し、かつ、各学年開始時点でのガイダンスで詳しく解説されており、十分に学生に周知されている。また、成績評価は上記に明記された基準に従って厳格に行われ、その結果を年2回、学生及び保護者に通知している。進級については、進級基準が適切に設定され、「履修の手引」に明記して学生に周知している。進級はその基準に則り、助教以上の教員（特任助教を除く）で構成される進級判定会議において公正かつ厳格に判定されている。卒業認定については、卒業に必要な単位数を「履修の手引」に明記し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーの基準に則り、6年間の薬学部における総合的な学習成果の測定結果も含めて、薬学部教員による卒業判定会議により厳格に執り行われている。 薬学部学生への修学支援については、適切な時期にガイダンスを実施し、履修指導を行える体制が十分に整備できている。また、担任制度を活用して、学生の日常生活全般や修学上の問題に対する最も身近な指導助言者として対処し、学生の学業、研究活動、あるいは進路、心身などの全般についての指導、相談を行えるようにしている。		
基準3 改善・向上方策（将来計画）		
<u>基準項目3-1</u> 特に無し		
<u>基準項目3-2～3-5</u> 学生の成績評価の基準や方法、評価における手続きなどにおいて、薬学部では適切に行われている。また、学生への履修指導も担任教員や担当事務などにより適切に実施されているが、留年あるいは卒業延期する学生の割合は低いとは言えない現状にある。学生の進級率や卒業率を向上させていくための抜本的な履修指導の新たな取り組みについて検討が必要と考えられる。学生の履修指導は担任教員が身近で行うことができ、これまでも学生との面談などで対応を図ってきた。しかし、一人の学生を複数の教員でフォローするなどの対応は出来ていないので、薬学教育支援室などの主導の下、個々の学生の履修や学習の状況をリアルタイムで複数の教員が確認出来るような仕組みなど、抜本的な改善に繋がる検討を行い、より一層きめの細かい指導の確立に努める。		
総合判定	「基準 3 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準3 大学からの改善の提言・要望		
概評：教育目的を踏まえたDPを策定し、公表するとともに学生ガイダンス等にて学生への周知させている。また、DPを踏まえた、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、教職員、学生に周知を図っている。単位認定、成績評価については、シラバスに授業科目ごとの到達目標と具体的評価方法を明示しており、授業等で具体的な説明を行い、厳正に運用している。 <u>大学からの改善の提言・要望</u> ：学修ポートフォリオを導入し、履修指導に活用できるシステムを構築する事が望まれる。		
基準3 エビデンス資料		
基準3-1 エビデンス資料		
(1)-1 姫路獨協大学学則（第38条、第39条）		
(1)-2 令和5年度 履修の手引：ディプロマ・ポリシー（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/diploma-policy/ ）		
(2) (3) (4) 令和5年度 履修の手引：単位修得・進級・卒業要件について		
(5) 単位認定_第395回薬学部教授会（教員会議）議事要録		
(6) 進級判定_第388回、第389回薬学部教授会（教員会議）議事要録		
(7) 卒業判定_第390回薬学部教授会（教員会議）議事要録		
(8) 担任学生のGPA成績通知書の配布に関しまして		
(9) 令和5年度 学年別ガイダンス資料（前期・後期）		
基準3-2 エビデンス資料		
(1)-1 姫路獨協大学学則（第38条、第39条）		
(1)-2 令和5年度 履修の手引：カリキュラム・ポリシー（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/curriculum-policy/ ）		
(2) 学生の育成目標（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/philosophy/ ）		
(3) シラバス（URL https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus/2024.html ）		
(4)-1 カリキュラム・マップ_平成29年度以前入学生		
(4)-2 カリキュラム・マップ_平成30年度以降入学生		
(5) 令和5年度 履修の手引：薬学部 医療薬学科の教育モデル		
(6) シラバス（URL https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus/2024.html ）		
(7) 資料無し		

(8) 令和5年度 履修の手引：薬学部 医療薬学科の教育モデル
(9) 令和5年度 履修の手引：薬学部 全学共通科目[医療薬学科]
基準3-3 エビデンス資料
(1) シラバス（URL https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus/2024.html ）
(2) (3) 薬学部FD委員会議事要録（令和4、5年度）、薬学部教育推進委員会議事要録（令和4、5年度）
(4) 令和5年度_シラバス原稿執筆について.pdf
(5) 令和5年度 卒業研究発表会・卒業論文提出・評価について
(6) 「学生による授業評価アンケート」結果の送付について
(7) (8) 姫路獨協大学 FD委員会活動・活動報告（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ ）
基準3-4 エビデンス資料
(1) 新入生オリエンテーションの概要_教務関連の説明資料
(2) 薬学部面談記録(記録用紙のみ)
(3) 令和5年度 学年別ガイダンス資料（前期・後期）（基準3-1（9）と同じ）
(4) 薬学部面談記録(記録用紙のみ、(2)と同じ)
(5) 資料無し
(6) 資料無し
(7) 令和5年度 卒延生ガイダンス資料
基準3-5 エビデンス資料
(1) 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況の入学年次別分析等（教務部）
(2) 資料無し
(3) 令和5年度 卒業研究Ⅰ評価表
(4) 薬学部面談記録(記録用紙のみ)
(5) 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況の入学年次別分析等（教務部）
(6) 令和4、5年度 卒業時学生アンケート
(7) 薬学部面談記録(記録用紙のみ)

基準4. 教員・職員

基準項目4-1. 教員の配置等		
自己判定	「基準項目 4-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。	(1) 教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めている。	4
	(2) 専任教員数については法令に定められている数以上である。	4
	(3) 教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切である。	4
	(4) 教育・研究上の指導能力と高い見識がある者が、専任教員として配置されている。	4
	(5) 必須科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されている。	4
	(6) 教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われている。	4
	(7) 次世代を担う教員の養成に努めている。	4
基準項目4-2. 教員の職能開発等		
自己判定	「基準項目 4-2 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
	(1) FD活動を通じて、教員の教育能力向上への取り組みを行っている。	4
	(2) FD活動を通じて、教育課程の開発及び改善を図っている。	4
	(3) FD活動を通じて、教育効果を高める授業方法の改善等を図っている。	4
	(4) FD活動を通じて、教員の研究活動の活性化を図る取り組みを行っている。	4
	(5) FD活動を通じて、社会貢献等の諸活動についてその資質向上を図っている。	4
	(6) 授業評価アンケート等に基づく授業改善を行っている。	4
	(7) 教員の活動が教育研究上の業績等で示され、公表されている。	4
	(8) 研究活動を行うための環境が整備されている。	4
	(9) 実務の経験を有する専任教員が、研鑽できる体制・制度の整備に努めている。	4
	(10) 教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されている。	4
基準4 現状の説明、自己点検・評価（800字以内程度で記載ください）		
<u>基準項目4-1、4-2</u> 薬学部専任教員の構成については、設置基準上必要な専任教員数の半数を満たす教授15名（特別教授1名および特命教授1名を含む）と、准教授8名、講師3名、助教4名（特任助教2名を含む）となっており、准教授、講師および助教の合計割合は50%に達している。また、女性教員は、教授3名（特別教授、特命教授を含む）、准教授3名、講師1名、助教1名と各職位に配置されている。薬学教育モデル・コアカリキュラムの幅広い内容を全般的に質高く教授するために、幅広い専門性を有した優れた実績のある教員を配置している。実務関連教育においても、薬剤師や医師としての豊富な実務・臨床経験を有する教員が配置され、充実した教育を図れるようになっており、学部理念・目的並びに教育課程に適合した妥当な教員組織となっている。また、薬学部教育改善実施（FD）委員会のもと、定期的に薬学部FD活動を実施することで、教員相互の問題意識や情報の共有が図られており、継続的に教育内容や方法の改善に努めている。		
基準4 改善・向上方策（将来計画）		
<u>基準項目4-1、4-2</u> 現時点での薬学部教員組織は、学部理念・目的並びに教育内容に適合した妥当な教員組織となっている。しかし、新しい専任教員の採用や、教育課程（カリキュラム）の改正に際しても、現在のバランスを維持し、有効な組織運営システムの構築と更新をしていく必要があるため、今後も、必要かつ十分な教員数の確保ならびに適切な配置に最大限努める。また、大学における教員の教学への参加に際しては、教育方法の改善やスキルアップのためのFD活動の薬学部としての組織的展開は必須である。そこで、各教員の教育の現場における独自色や創造性などが一概に阻害されることのないよう留意しつつ、各専任教員がお互いの教育方法を評価して、その長所・短所を多くの教員間で共有するためのピアレビューの仕組みなどの導入も検討していく。また合わせて、薬学部におけるFD活動をさらに活発化させるためには、現行の年2回のみの実施が本当に妥当であるのかについても教員間で議論を進める。		
総合判定	「基準 4 を満たしている」	
基準4 大学からの改善の提言・要望		
概評：教員の採用・昇任については学部で策定した規定に基づいて、薬学部人事委員会及び教授会においてに審議し、学長が決定している。また、大学設置基準及び免許資格等に関する基準に沿って、必要な専任教員を配置している。 教育内容・方法等の改善については薬学部FD委員会を設置し、定期開催及び学部全体でのFD活動を通じて、教育の質保証を目的とした積極的な能力開発を行っている。 <u>大学からの改善の提言・要望</u>：特に無し		
基準4 エビデンス資料		
基準4-1 エビデンス資料		
(1) 姫路獨協大学教員人事委員会規程		
(2) 教員・職員の数（教務部）		
(3) 専任教員の年齢構成・男女構成（教務部）		
(4) 薬学部教員取得免許・学位等一覧（総務部）		

(5) 専門科目における専任教員配置数一覧（教務部）
(6) 薬学部の教員採用及び昇任に関する基準・手続等
(7) 次世代を担う教員の養成に努めている事を示す資料（FD活動の記録、 https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ ）
基準4-2 エビデンス資料
(1) 薬学部教育改善実施（FD）委員会規程
(2) 令和5年度 第4回FD委員会議事要録（案0821）_FD活動の企画
(3) 教育研究活動の自己点検・評価_FD活動（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ ）
(4) 令和4、5年度 前期・後期「学生による授業評価アンケート」（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ ）
(5) 令和5年度前期・後期_教育活動自己評価（ https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/ ）
(6) 授業評価アンケート等に基づく授業改善資料（学生部）
(7) 大学HP URL https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/
(8) 薬学教育評価基礎資料11_薬学科の教育に使用する施設の状況（総務部）
(9) 実務の経験を有する専任教員が、研鑽できる体制・制度（総務部）
(10) 事務組織の構成と人員配置（総務部）

基準5. 内部質保証

基準項目5-1. 内部質保証の組織体制		
自己判定	「基準項目 5－1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	(1) 全学的な方針及び手続に基づき、内部質保証の組織体制を構築している。	4
	(2) 学則に基づき教授会を設置し、定期的に開催している。	4
	(3) 教務委員会等を設置し、定期的に開催している。	4
	(4) FD委員会等を設置し、定期的に開催している。	4
	(5) 自己評価・点検委員会を設置し、定期的に開催している。	4
基準項目5-2. 内部質保証のための自己点検・評価及びその機能性		
自己判定	「基準項目 5－2 を満たしている」	
② 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有（PDCAサイクルの確立）	(1) 自己点検・評価を定期的に行っている。	4
	(2) 自己点検・評価結果に基づき、教育研究活動の改善を図っている。	4
	(3) 自己点検・評価の結果をホームページ等で公表している。	4
	(4) 教育研究等活動状況を公表している。	4
	(5) IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析を行っている。	4
基準5 現状の説明、自己点検・評価		
<u>基準項目5-1、5-2</u> 薬学部では、三つのポリシーに基づいて策定されたカリキュラムを基盤に各科目が構成されており、各授業に際して薬学部教員はそのことを把握した上で授業の設計がなされている。従って大学の全体規模で実施される学生の授業への評価および教員自身の自己評価は、教員の種々の活動へのフィードバックにおいて極めて重要な意義を有している。薬学部ではこれを学部独自のPDCAサイクルの中で有機的な位置づけとするために、学生による授業評価、および、教育・研究活動のすべてにわたる個々の教員レベルでの自己点検・評価（「教育活動自己評価報告書」、および、「教育研究活動報告書」）を行い、それを薬学部のFD活動の中に取り入れている。即ち、薬学部内で継続的に実施されるFD活動を展開することで学部としての自発的な改善に向けての経験をこれまで積み重ねてきている。このように薬学部では現状や将来における問題点を学部レベル、および各教員レベルで把握し、継続的な改善・向上方策を模索するためのシステムを作り、機能的な運用を行っている。薬学部における内部質保証のための自己点検・評価に係る組織形態の運用は開始されてからまだ間もないが、その体制や評価は既に適切に実施されている。また、現時点でIRのための専門部署はないものの、それに代わる組織体制の構築は無理なく達成され運用されている。		
基準5 内部質保証の体系図		
図1：姫路獨協大学薬学部における内部質保証の組織体制		
基準5 改善・向上方策（将来計画）		
<u>基準項目5-1、5-2</u> 薬学部における薬学部自己点検・評価委員会の設置は令和3年度になってからである。当該委員会は設置されて間もないため、その運用を円滑にするため、また、有効に機能しているかを検証するために、当該委員会そのものに対する点検・評価作業を薬学部教授会が主導して第三者の機関や有識者などに委託して、比較的早い段階で必要な検討を行う。薬学部自己点検・評価委員会の運用実績について、一定期間ごとに継続的に薬学部教授会などが検証する機会・仕組みを持つことも求められる。また、薬学部独自のIR専門部署の設置に関して、少なくとも議論を今後進めておく。自己点検・評価を行うための体制の人員選定については、より客観性を重視できるよう、安定的に外部からの人員を確保するための検討を行う。また、薬学部における内部質保証に関する方針についての議論は、薬学部教育改善実施（FD）委員会が主導し、早急に検討を着手するよう努める。		
総合判定	「基準 5 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準5 大学からの改善の提言・要望		
<u>概評</u>：大学のアセスメント・プランに基づき、学部内にPDCAサイクルによる内部質保証システムを整備している。定期的に学部内のFD委員会及び自己評価委員会を開催し改善を図っている。 <u>大学からの改善の提言・要望</u>：特に無し		

基準5 エビデンス資料
基準5-1 エビデンス資料
(1) 姫路獨協大学内部質保証に関する方針 (https://www.himeji-du.ac.jp/univ/naibushitsu/)
(2) 姫路獨協大学薬学部教授会規程
(3) 薬学部教授会議事要録
(4) 薬学部教育改善実施（FD）委員会規程
(5)-1 薬学部FD委員会議事要録の抜粋
(5)-2 薬学部自己点検・評価委員会規定
(5)-3 薬学部自己点検・評価委員会議事要録
(5)-4 薬学部における内部質保証ための組織体制（図）
基準5-2 エビデンス資料
(1) 薬学部自己点検・評価委員会規程
(2) FD活動の記録 (https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/)
(3) 年次報告書 (https://www.himeji-du.ac.jp/univ/a-report/)
(4) 薬学部 専任教員の教育研究活動報告書 (https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/)
(5) 薬学教育支援室の活動 (https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/supportroom/)

基準6. 地域連携・社会貢献

基準項目6-1. 地域連携・社会貢献に関する方針の明示		
自己判定	「基準項目 6-1 を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 社会貢献・社会連携に関する方針の策定及び適切な明示	(1) 社会貢献・社会連携に関する方針を策定し、ホームページ等で公表している。	4
	(2) 社会貢献・社会連携に関する方針の周知を図っている。	4
基準項目6-2. 地域連携・社会貢献に関する取り組み		
自己判定	「基準項目 6-2 を満たしている」	
	(1) 地域連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進している。	4
	(2) 地域交流、国際交流事業へ参加している。	4
	(3) 高大連携活動を行っている。	4
	(4) 地域貢献のため学外組織との適切な連携体制を構築している。	4
	(5) 地域交流、国際交流事業への参加している。	4
	(6) 学生を積極的に社会と関わらせるよう指導している。	4
基準項目6-3. 社会連携・社会貢献の適切性についての定期的に点検・評価		
自己判定	「基準項目 6-3 を満たしている」	
③ 定期的に点検・評価及び改善・向上に向けた取り組み口	(1) 教員の活動状況を把握し点検・評価している。	4
	(2) 定期的に大学に社会連携・社会貢献の成果を提出している。	4
	(3) 定期的な点検・評価結果に基づき改善・向上策を講じている。	4
基準6 現状の説明、自己点検・評価		
基準項目6-1～6-3 薬学部では、地域の薬剤師会、病院薬剤師会等の医療界の協力を得て、講義や実習を行っている。また、薬学部卒業生を対象に「卒後教育セミナー」を毎年開催して最新の医療に関する情報を提供し、現職薬剤師の資質向上に貢献している。この「卒後教育セミナー」には、姫路市および近隣地区のみならず、兵庫県各地からの受講希望者が参加している。地域住民や学生・生徒に対しては、セミナーやシンポジウム、公開講座や体験型実験講座等を開催し、医療関係の知識を広めている。実際に、多くの地域住民・中学生らがこれらの公開講座に参加している。このように、薬学部では地域薬剤師との交流や地域住民への医療関係の知識の提供により、地域の医療や薬学の発展に貢献している。また、国際交流については、長期留学プログラムも準備されている。		
基準6 改善・向上方策（将来計画）		
基準項目6-1～6-3 地域の薬剤師会等と連携した研究会については、その創設に向けた話し合いの場を持てるよう、卒後教育セミナーなどの別の機会を有効に活かして前進させていくよう努める。また、市民教養講座等に関しては、医療薬学に含まれる数多くのトピックスを取り上げて開催することや、参加者の収容人数をさらに増やすことなどにより、医療や薬に関しての人々の関心を集め、より身近な情報として提供することにより一層の地域交流が深まるものと考えられる。そのような観点から、薬学部には様々な研究分野の教員が在籍しており、より多くの教員が関わり分担することによって、講座の種類や頻度を増やすことが可能であるため、その促進に努める。また、開催案内の周知方法については、効果的な方法・ルートなどの開拓により、改善についての検討を行う。		
総合判定	「基準 6 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
基準6 大学からの改善の提言・要望		
概評：公開講座などの全学的な地域連携への取り組みに加え、学部独自に自治体の企画への参加やボランティア活動等の地域支援に積極的に関わっており、それらの体験は学生の医療人としての意識向上にもつながっている。		
大学からの改善の提言・要望：特に無し		
基準6 エビデンス資料		
基準6-1 エビデンス資料		
(1) 地域連携・地域貢献の基本方針（ https://www.himeji-du.ac.jp/region/ ）		
(2) ディプロマ・ポリシー（ https://www.himeji-du.ac.jp/univ/diploma-policy/ ）		
基準6-2 エビデンス資料		
(1) 令和4、5年度 地域連携・社会貢献のまとめ（総務部）		
(2)-1 たつの夏のリコチャレ2023年度		
(2)-2 公開講座2023年度		
(3)-1 DPの点検として実施_令和3年度第6回FD委員会議事要録		
(3)-2 DPの点検として実施_令和5年度第1回FD委員会議事要録		
(4)～(6) 令和4、5年度 地域連携・社会貢献のまとめ（(1)に同じ、総務部）		

基準6-3 エビデンス資料
(1)(2) 令和4、5年度 地域連携・社会貢献のまとめ（総務部）
(3) 第381回薬学部教授会（教員会議）議事要録